

## 分野別委員会等の所掌に属さない研究開発課題の評価について

令和 4 年 8 月 18 日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会

第 11 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について（令和 3 年 4 月 21 日研究計画・評価分科会決定、令和 4 年 3 月 3 日改定）4. (4) に関し、分野が特定されない国際共同研究の研究開発課題の評価については、記載されている「必要な専門家から組織される評価委員会」を科学技術・学術審議会国際戦略委員会と読み替え、実施する。

( 参 考 )

○第 11 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について (抄)

令和 3 年 4 月 21 日  
(令和 4 年 3 月 3 日改定)  
研究計画・評価分科会

研究計画・評価分科会 (以下「分科会」という。) においては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を踏まえ、以下のとおり研究開発課題 (以下「課題」という。) の評価を実施する。

(中略)

#### 4. 留意事項

(中略)

##### (4) 分野別委員会等の所掌に属さない課題の評価

分野別委員会等の所掌に属さない課題の評価については、事前、中間、事後評価の際に、必要な専門家から組織される評価委員会を分科会に設置し、当該評価委員会において評価を実施することを基本とする。なお、同一課題に関する一連の評価に際しては、関連する以前の評価委員会のメンバーをできる限り複数含めるよう留意する。

#### 5. その他

評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。